

**総合科学技術・イノベーション会議が実施する評価の調査検討等の進め方について
(前回の議論等を踏まえた再提案)**

※青字部分: 前回提案からの主な変更提案部分

【中間評価】

現行	改正案	変更理由
総合科学技術・イノベーション会議が 事前評価を実施した研究開発 <u>対</u> する中間評価の調査検討等の進め方について	総合科学技術・イノベーション会議が 実施 する中間評価の調査検討等の進め方について	文言修正
<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、<u>平成26年5月23日</u>一部改正)(以下、「評価に関する本会議決定」という。)を定めている。</p> <p>この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発のうち、<u>関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたものについて、中間評価を実施することとしている。</u></p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p>	<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、<u>平成29年7月26日</u>一部改正)(以下、「評価に関する本会議決定」という。)を定めている。</p> <p>この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発 <u>について、中間評価を実施することとしている(ただし、評価専門調査会が評価は必要ないと認めた場合を除く)。</u></p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p> <p><u>なお、本決定は、「評価に関する本会議決定」における「評価専門調査会が指定する研究開発」に準用する。</u></p>	<p>「評価に関する本会議決定」の改正日更新</p> <p>事前評価した研究開発については、原則中間評価することとしたことに伴う改正</p> <p>「指定評価」を行う際も考え方を準用するための改正</p>
<p>1. 中間評価の目的</p> <p>中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(<u>平成24年12月6日</u> 内閣総理大臣決定)を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価 <u>やそのフォローアップ</u>の結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制</p>	<p>1. 中間評価の目的</p> <p>中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(<u>平成28年12月21日</u> 内閣総理大臣決定)を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究</p>	<p>「大綱的指針」の改正日更新 フォローアップ廃止に伴う改正</p>

<p>及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。</p>	<p>開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。</p>	
<p>2. 実施体制</p> <p>①評価の手順</p> <p>中間評価 <u>の実施にあたっては、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行った上で、評価専門調査会</u>が評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。</p> <p>②評価検討会委員の選定</p> <p>評価検討会の委員は、<u>評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会長が指名した者(座長として指名した者を含む)及び同</u>会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。</p>	<p>2. 実施体制</p> <p>(1) 評価の手順</p> <p>中間評価 <u>は、評価専門調査会において調査検討及び</u>評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。</p> <p><u>なお、調査検討に当たっては、実施府省の見解等を聴取することができる。</u></p> <p>(2) 外部の専門家・有識者等の選定</p> <p><u>調査検討に当たっては、</u>評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。</p>	<p>評価検討会廃止に伴う改正</p> <p>第 130 回評価専調での意見を踏まえ修正</p> <p>評価検討会廃止に伴い、外部の専門家等を臨時委員として招へいすることを可能とする改正</p>
<p>3. 調査検討する事項</p> <p>評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等 <u>の自己点検結果</u> を活用して行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価 <u>やそのフォローアップ等における中間評価</u> に関する指摘事項への対応状況や、事前評価 <u>やそのフォローアップ</u> 以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。</p>	<p>3. 調査検討する事項</p> <p>評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等を活用して行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価に関する指摘事項への対応状況や、事前評価以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。</p> <p><u>なお、以下の(2)から(6)において調査検討する事項が(1)に含まれる場合は、その部分の調査検討を除く。</u></p>	<p>文言修正</p> <p>フォローアップ廃止に伴う改正</p>

- ①総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した進捗状況及びそれ以外の進捗状況
- ②当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況
- ③総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項等に関する効果
- ④総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画(実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む)の遂行状況や、情勢変化に伴う実施計画の見直し状況
- ⑤総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況

- (1) 実施府省等における評価の状況
- (2) 実施府省等の行っている評価方法
- (3) 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価時の指摘事項への対応状況や情勢変化への対応状況
- (4) 関連する政策・施策等の目的を達成するための道筋を踏まえた中間評価時における目標等の達成状況
- (5) 中間評価時以降の目標等の達成見込み
- (6) 研究開発マネジメントの状況
- (7) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果及び今後の波及効果の見込み
- (8) 各府省横断のプログラム評価のあり方

最近の CSTI 評価を踏まえた修正及び必要な調査検討事項の追加

<p>4. 評価の実施</p> <p>(1) 当該研究開発の見直し要否の判定 3の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、 <u>ア) 当該研究開発の目標の達成状況</u> <u>イ) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み</u> <u>ウ) 研究開発マネジメントの妥当性</u> <u>などを見極め、これらにより</u> 当該研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否を判定する。</p> <p>(2) 今後の課題等の検討 (1)の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。</p>	<p>4. 評価の実施</p> <p>(1) 当該研究開発の見直し要否の判定 3の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて <u>総合的な評価を行い</u>、当該研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否を判定する。</p> <p>(2) 今後の課題等の検討 (1)の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。</p>	<p>現行表現どおり</p> <p>最近の CSTI 評価を踏まえた修正</p> <p>第 130 回評価専調での意見を踏まえ現行表現どおり</p>
<p>5. 評価結果の活用</p> <p>(1) 評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、 ①研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること ②評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が<u>関連</u>府省と連携して実施すること ③今後の研究開発における予算配分に反映させること 等を促進する。</p> <p>(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開する。</p>	<p>5. 評価結果の活用</p> <p>(1) 評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、 ①研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること ②評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が<u>関係</u>府省と連携して実施すること ③今後の研究開発における予算配分に反映させること 等を促進する。</p> <p>(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開する <u>とともに、報告書を関係府省に配布する</u>。</p>	<p>文言修正</p> <p>新たに追加</p>

【事後評価】

現行	改正案	変更理由
<p>総合科学技術・イノベーション会議が <u>事前評価を実施した研究開発</u>に対する事後評価の調査検討等の進め方について</p>	<p>総合科学技術・イノベーション会議が <u>実施</u>する事後評価の調査検討等の進め方について</p>	<p>文言修正</p>
<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、<u>平成26年5月23日</u>一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。</p> <p>この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。</p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p>	<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、<u>平成29年7月26日</u>一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。</p> <p>この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発が終了した翌年度に事後評価を実施することとされている。</p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p> <p><u>なお、本決定は、「評価に関する本会議決定」における「評価専門調査会が指定する研究開発」に準用する。</u></p>	<p>「評価に関する本会議決定」の改正日更新</p> <p>「指定評価」を行う際も考え方を準用するための改正</p>
<p>1. 事後評価の目的</p> <p><u>総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価</u>（以下、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価」という。）は、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果や <u>そのフォローアップ</u>の結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、担当府省等による当該研究開発成果の施策への活用や、次の段階の研究開発への展開等を促進することを目的として実施する。</p>	<p>1. 事後評価の目的</p> <p>事後評価は、<u>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日 内閣総理大臣決定）を踏まえ、</u>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果や <u>中間評価</u>の結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、担当府省等による当該研究開発成果の施策への活用や、次の段階の研究開発への展開等を促進することを目的として実施する。</p>	<p>文言修正及びフォローアップ廃止に伴う改正</p>

<p>2. 実施時期</p> <p><u>総合科学技術・イノベーション会議が実施する</u> 事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。</p> <p>なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、「評価に関する本会議決定」に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。</p>	<p>2. 実施時期</p> <p>事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。</p> <p>なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、「評価に関する本会議決定」に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。</p>	<p>文言修正</p>
<p>3. 実施体制</p> <p>評価は、評価専門調査会に <u>評価検討会を設置して調査検討を行い、その結果を踏まえて評価専門調査会が</u> 評価結果案のとりまとめを行う。それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。</p> <p><u>評価検討会における評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。</u></p> <p><u>評価検討会の委員は、</u> 評価専門調査会 に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から <u>評価専門調査会会長が指名した者(座長として指名した者を含む。)</u> 及び同 会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等 とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出 <u>することが</u> できることとする。</p>	<p>3. 実施体制</p> <p><u>(1) 評価の手順</u></p> <p><u>事後</u> 評価は、評価専門調査会に <u>おいて調査検討及び</u> 評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議 <u>を行い、評価結果を</u> 決定する。</p> <p><u>なお、調査検討に当たっては、実施府省の見解等を聴取することができる。</u></p> <p><u>(2) 外部の専門家・有識者等の選定</u></p> <p><u>調査検討に当たっては、</u> 評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を <u>臨時委員として招へいすることができる。</u> この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。</p>	<p>評価検討会廃止に伴う改正</p> <p>評価検討会廃止に伴う改正及び第 130 回評価専調での意見を踏まえ修正</p> <p>評価検討会廃止に伴い、外部の専門家等を臨時委員として招へいすることを可能とする改正</p>
<p>4. 調査検討する事項</p> <p>評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等 <u>の自己点検結果</u> を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏</p>	<p>4. 調査検討する事項</p> <p>評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれ</p>	<p>文言修正</p>

まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

- ① 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した成果及びそれ以外の成果
- ② 当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況
- ③ 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項等に関しての効果
- ④ 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画(実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む)の遂行状況
- ⑤ 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況

の研究開発ごとに決定する。

なお、以下の(2)から(7)において調査検討する事項が(1)に含まれる場合は、その部分の調査検討を除く。

- (1) 実施府省等における評価の状況
- (2) 実施府省等の行っている評価方法
- (3) 総合科学技術・イノベーション会議が実施した評価時の指摘事項への対応状況や情勢変化への対応状況
- (4) 関連する政策・施策等の目的を達成するための道筋を踏まえた目標等の達成状況
- (5) 研究開発マネジメントの状況
- (6) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果及び今後の波及効果の見込み
- (7) 各府省横断のプログラム評価のあり方

最近の CSTI 評価を踏まえた修正及び必要な調査検討事項の追加

<p>5. 評価の実施</p> <p>(1) 当該研究開発の成否の判定 4の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、 <u>ア) 当該研究開発の目標の達成状況の判定</u> <u>イ) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果の判定又は今後の波及効果の見込み</u> <u>ウ) 研究開発マネジメントの妥当性の判定</u> <u>などを見極め、これらにより</u> 当該研究開発の成否を判定する。</p> <p>(2) 今後の課題等の検討 (1)の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。</p>	<p>5. 評価の実施</p> <p>(1) 当該研究開発の成否の判定等 4の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて <u>総合的な評価を行い</u>、当該研究開発の成否を判定する。</p> <p>(2) 今後の課題等の検討 (1)の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。</p>	<p>最近の CSTI 評価を踏まえた修正</p> <p>第 130 回評価専調での意見を踏まえ現行表現どおり</p>
<p>6. 評価結果の活用</p> <p>(1) 評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、 ① 研究開発の特性等に応じてその成果を <u>関連施策に</u> 有効に活用すること ② 評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が実施すること 等を促進する。</p> <p>(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表する。 <u>なお、総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発についても、総合科学技術・イノベーション会議において取扱うこととする。</u></p>	<p>6. 評価結果の活用</p> <p>(1) 評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、 ① 研究開発の特性等に応じてその成果を <u>社会実装等</u> <u>実現的なものとするために</u> 有効に活用すること ② 評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が <u>関係府省と連携して</u> 実施すること 等を促進する。</p> <p>(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表する <u>とともに、報告書を関係府省に</u> <u>配布する。</u></p>	<p>第 130 回評価専調での意見を踏まえ修正</p> <p>新たに追加 文言削除</p>